

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律		
根拠条項	第4条第1項		
許認可等の種類	雇用管理の改善計画の認定		
法令の定め	<p>(改善計画の認定)</p> <p>第4条 事業協同組合等は労働環境の改善、福利厚生の実施、募集方法の改善その他の雇用管理の改善に関する事業（以下「改善事業」という。）であって、その構成員たる中小企業者の労働力の確保を図るためのもの又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資するものについての計画を、中小企業者は改善事業であって、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るためのもの、新たな事業の分野への進出若しくは事業の開始（以下「新分野進出等」という。）に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資するもの又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資するものについての計画を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p>		
審査基準	<p>第4条第3項</p> <p>都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。</p> <p>二 前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる改善事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。</p> <p>三 事業協同組合等が第十三条第二項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、前項第五号に掲げる事項が適切であり、かつ、労働者の利益に反しないものであること。</p>		
標準処理期間	総期間	40	日・月（注：休日は含まない。）
	経由機関		日・月（ ）
	協議機関		日・月（ ）
	処分機関		日・月（ ）
処分担当課	各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課（商工）労働係（雇用対策係・主査（労働・雇用対策））		
申請先	各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課（商工）労働係（雇用対策係・主査（労働・雇用対策））		
問い合わせ先	経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係（電話番号：26-532）		
備考	<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ki_jun.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ki_jun.html</a>		